

## 「株券等の分布状況表」等の入力要領

本入力要領は、新市場区分の選択手続において、適合状況の二次判定に向けてご提出いただく「株券等の分布状況表（一次判定以外の基準日用）」、「純投資目的等の株券に関する追加資料」及び「保有状況報告書」をご作成いただく際の参考資料（※）としてご利用ください。

なお、2022年4月4日（市場移行日）以降に上場維持基準の審査に用いる「株券等の分布状況表」、入力要領等については、改めてご案内いたします。

※ 「純投資目的等の株券に関する追加資料」に関しては3頁から5頁まで、「保有状況報告書」に関しては3頁から4頁までをご参照ください。

入力項目	項目の解説、入力のポイント
<b>【会社情報】</b>	
会社名、市場区分、証券コード、連絡者の所属・役職、氏名、氏名（フリガナ）、TEL	
<b>【基準日】</b>	
基準日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合状況の一次判定では、移行基準日（2021年6月30日）時点でデータが確認できる直近の事業年度の末日（具体的には2020年5月1日から2021年4月30日まで）時点の分布状況をもとに、流通株式数を算出しています。</li> <li>・一次判定で用いた事業年度の末日から移行基準日までの別の基準日時点での適合状況の判定を希望する場合は、当該基準日時点の分布状況を入力ください。</li> <li>・5月期及び6月期決算の会社で、2021年5月期末及び2021年6月期末における適合状況の判定を希望する場合は、当該期末時点の分布状況を入力ください。</li> </ul>
<b>【株主の状況】</b>	
総株主数	

1 単元以上の株式を所有する株主数	※自己株式は1名の株主として含めてください。
<b>【株式の状況】</b>	
① 上場株式数	・自己株式数を含む上場株式数を入力ください。
② 自己株式数	・株主名簿において、上場会社名義で所有する株式数を入力ください。 ※信託銀行等の名義で所有している株式数（例えば、役員向けの株式給付信託）は含みません。
③ 国内の普通銀行の所有株式数	・都市銀行及び地方銀行が所有する株式数を入力ください。 ※信託銀行（信託口を含む）、信用金庫、信用組合、農林系金融機関（農業協同組合等）、政府系金融機関、証券金融会社等が所有している株式数は含みません。
④ 国内の保険会社の所有株式数	・国内の生命保険会社及び損害保険会社が所有する株式数を入力ください。
⑤ 国内の事業法人等の所有株式数	・国内の事業法人等（金融機関（銀行、保険会社及び上記③に記載のその他の金融機関）及び金融商品取引業者（証券会社）以外のすべての法人）が所有する株式数を入力ください。 ※事業法人等は、株式会社以外の会社組織や財団法人、宗教法人等を含み、従業員持株会や投資事業有限責任組合等の法人格のない団体は含みません。
≪③～⑤共通≫	・「株券等の分布状況表（一次判定以外の基準日用）」に記載の【別表】にしたがって、株式事務代行機関（株主名簿等管理人）から受領している各書類の項目を参考に入力ください。 ・株主名簿に記載の所有者区分と上記東証の定義が異なる場合には、株式事務代行機関にご相談の上、③～⑤の数値を入力ください。
⑥ 役員等の所有株式数	
A. 役員及び役員持株会が所有する株式数の合計	※役員とは分布状況表の基準日時点の取締役、会計参与、監査役等の会社法上の役員を指し、会社法上の役員ではない執行役員等は含みません。 ※信託銀行等の名義で所有している株式（例えば、役員向けの株式給付信託）は、役員の所有する株式数に含みません。 ※役員持株会に執行役員や関連会社の役員等が含まれる場合は、それらの所有株式数

	を除いてください。(それらの所有株式数が、上場維持基準への適合結果に影響ない場合は、除外せずに入力いただいても差し支えありません。)
B. 役員配偶者及び二親等内の血族の所有株式数	※B～Dは、新市場区分の選択手続における流通株式数の算出では、対象外とします。なお、C・Dのうち国内の会社については、⑤国内の事業法人等に含まれるため、当該算出において流通株式から除外されることとなります。
C. 役員またはBにより議決権の過半数が保有されている会社の所有株式数	
D. 関係会社及び関係会社の役員の所有株式数の合計	
<b>【大株主の株式所有状況】</b>	
⑦ 10%以上を所有するものが所有する株式数合計	※外国会社等で株主名が長く、その名称が入力セルに収まらない場合も、途中で切り捨てず全て入力ください。
<b>【国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式(③～⑤)のうち、保有目的が純投資であることが明らかな株式】</b>	
⑧ 保有目的が「純投資」であることが明らかな株式数の合計	・国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式数(③～⑤)のうち、所有目的が純投資であることが明らかであり、かつ、5年以内の売買実績が確認できる者の、分布状況表上の分類(国内の普通銀行、保険会社又は事業法人等)、株主名、所有株式数、売買状況を確認できる書類等を入力してください。
《公衆の縦覧に供されている大量保有報告書等において、保有目的を純投資としている者の場合》	・上記に加え、5年以内の売買実績が確認できる大量保有報告書、変更報告書又は訂正報告書(以下、「大量保有報告書等」といいます。)の提出日、提出者の氏名/名称、保有目的及び保有株券等の数を入力してください。 ※提出者の氏名/名称及び保有目的は入力セルに収まらない場合も、途中で切り捨てずに大量保有報告書等に記載のとおり全て入力ください。 ※基準日時点の所有割合が5%未満の場合については、最近5年間に大量保有報告書等の提出がある場合でも、基準日時点の保有目的が明らかではないことから、「保有状況報告書」の提出が必要となります。

<p>《保有状況報告書を提出する場合》</p>	<p>※保有状況報告書に株主が記載する内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓株主の名称及び押印又は署名（サイン）</li> <li>✓基準日時点の保有株式数</li> <li>✓保有目的</li> <li>✓最近5年間の売買実績</li> <li>✓当該保有状況報告書を公衆縦覧に供することの同意</li> </ul> <p>※保有状況報告書は、PDFに変換した上で、「株券等の分布状況表（一次判定以外の基準日用）」又は「純投資目的等の株券に関する追加資料」と合わせて、Targetから提出してください。提出する保有状況報告書が複数となる場合には1枚のPDFに結合して提出することで差し支えありません。</p>
<p>【10%以上を所有するものが所有する株式（⑦）のうち、下記a～eの要件に該当する株式】</p>	
<p>⑨ 上記 a～e の要件に該当する株式を流通株式として取り扱った結果、流通株式となる株式の合計</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の除外要件を満たす株式数について、株主名、除外要件、除外の対象となる株式数及び所有株式数を記載してください。</li> <li>a. 投資信託・年金信託に組み入れられている株式、その他投資一任契約等に基づき運用することを目的とする信託に組み入れられている株式</li> <li>b. 投資法人の委託を受けて、資産保管業務のために所有する株式</li> <li>c. 証券会社等が所有する信用取引に係る株式</li> <li>d. 預託証券（DR）に係る預託機関名義の株式</li> <li>e. その他、東証が適当と認めるもの</li> </ul> <p>※上記要件に該当する場合には、「株券等の分布状況表（一次判定以外の基準日用）」又は「純投資目的等の株券に関する追加資料」に記載の書類を、当該株券等の分布状況表等と合わせて、Targetから提出してください。</p> <p>※上記 a.の除外要件に該当する株式数に関しては、「証券投資信託・年金信託等設定状況一覧表」や「投資信託・年金信託組入合計表」（株式事務代行機関により名称が</p>

	<p>異なります) によりご確認いただくことが可能です。</p> <p>※上記 b.から e.までの除外要件に基づく書類の提出を行う場合には、事前に東証上場部 制度推進・管理グループ (直通 050-3377-8076) までご連絡ください。</p> <p>※上記要件に該当するものとして取り扱う株式数を差し引いた株式数が、所有割合の10%未満となった場合であり、かつ当該株式が③～⑤に該当しない場合は、当該10%未満となった株式についても、流通株式として取り扱います。例えば、信託銀行信託口として12%の所有割合だったもののうち、投資信託・年金信託組入分が8%あった場合、差し引いた後の所有割合は4%となり、上場株式数の10%未満となる(かつ、③～⑤に該当しない)ことから、12%(8%+4%)すべての株式を流通株式として取り扱います。</p>
--	---

以上